三重県リサイクル製品認定審査等実施要綱

（目的）

第１条　三重県リサイクル製品利用推進条例（平成１３年三重県条例第４６号。以下「条例」という。）に定めるリサイクル製品の認定審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この要綱における用語の意義は、条例及び三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則（平成１３年三重県規則第８０号。以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

（再生資源等の制限）

第３条　リサイクル製品の製造に利用する再生資源等については、製造者に供給された時点での性状が特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に該当しないものとする。

　なお、自社製品の生産に伴い発生する副産物を再生資源等とする場合にあっては、副産物の性状や無害化処理の状況等を立入検査等で確認するものとする。

２　再生資源等の空間放射線量率については、「自然放射性物質の規制免除について」（平成１５年１０月放射線審議会基本部会）の４．３表５「自然放射性物質を含む物質の分類とその対応」のなかで例示されるモナザイト、バストネサイト（研磨材）、ジルコン、タンタライト、リン鉱石、サマリウム、ウラン鉱石、トリウム鉱石、チタン鉱石、石炭灰（フライアッシュを含む）から生成する再生資源等を用いた製品について、立入検査で空間放射線量率を測定するものとする。

（認定基準等）

第４条　規則第４条第２項における県内で発生する再生資源等の割合の算定においては、古紙、くず鉄（古銅を含む。）は算定から除くものとし、「加工・処理された再生資源等のうち、その由来が県内で発生した再生資源等の量」を含めることができるものとする。

２　規則第４条第６項に定めるリサイクル製品の安全性を確認するための試験項目及び試験頻度については別表１に掲げるものとする。

（申請書の添付資料等）

第５条　リサイクル製品の安全性を確認するための試験の試料は、同一の条件で生産等された製品のうちから５試料を採取し、混合したものを使用することを原則とする。また、可能な限り製品の使用状況に応じた試料の形状で試験を行うこととし、具体的には別記

１の通りとする。

２　条例第６条第１項第３号に定める基準について、「環境の保全等に関する法令確認表」（第１号様式）により申請者が確認し、「環境の保全等に関する法令施設等一覧」（第２号様式）の例により一覧にまとめたものとともに申請書に添付されていること。

３　規則第６条第２項第２号から第７号までに定める添付書類は、別表２の例による。

４　製品の用途が、肥料の品質の確保等に関する法律第４条に規定する登録を受けた普通肥料又は第２２条に規定する届出された特殊肥料のうち、再生資源等に重金属類等の有害物質を含む可能性がある製品については、当該再生資源等に含まれる有害物質の溶出量に関する測定資料及び当該再生資源等に関する仕様を明らかにする書類が添付されていること。

５　製品の用途が、土壌と接し、又は混合して使用される製品である埋戻し材、土壌改良材、緑化基盤材、コンクリート二次製品その他これに類するもののうち、第４項に掲げる以外の製品については、当該製品に含まれる認定基準項目の含有量に関する測定資料を添付するとともに、再生資源等に有害物質を含む可能性がある製品については、当該再生資源等に含まれる有害物質の溶出量に関する測定資料及び当該再生資源等に関する仕様を明らかにする書面が添付されていること。

６　申請書を受付けるとき、申請者に定款、登記簿謄本又はこれに準じる規約等の提示を求め、当該申請者（申請者が法人の場合、この項において、当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者を含む。）に関して、条例第１０条第１項又は第２項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者でないことを確認するものとする。

７　申請書の提出部数は、２部とする。ただし、認定審査における必要に応じて、提出部数を増やすことができるものとする。

８　申請書及び添付書類に関する確認事項は、「リサイクル製品認定申請書等受理確認表」（第３号様式）に記載するものとする。

（品質等管理計画）

第６条　品質等管理計画の記載事項は、規則で定めるもののほか、以下の例による。

(1)　製品認定後の試験頻度については、別表１に定めるとおりとすること。

(2)　規則第１４条第４号に規定する知事が必要と認める事項は、認定リサイクル製品の品質及び安全性を管理するための試験及び検査に供した試料又は当該試料と同等の条件で製造された製品の保管方法及び主な販売経路その他製品の管理及び販売に関する事項をいい、試料又は製品の保管期間は、当該試料又は製品が製造された日の翌日から起算して５年間とする。

(3)　製品の品質及び安全性を管理するための検査及び試験に供した試料又は当該試料と同等の条件で製造された製品（当該製品の寸法が大きいときは、その一部）の保管

方法については、再試験（土壌環境基準に係る試験）が可能な量を、密閉容器などにより製品の変質を防止する措置を行い、県が任意のサンプルを特定できるよう分類管理する措置を講じること。

(4)　前号の試料の保管は原則ロットごと又は３ヶ月に１回以上行うこと。

２　品質等管理計画については、製品の性状及び用途等を考慮し、次の事項を書面及び立入検査で確認するものとする。

(1)　管理項目、目標値又は基準値、検査頻度が法令又はこれに準じる基準が定められている場合は当該基準（業界団体で定める自主管理基準を含む。）に適合すること

(2)　検査に使用する機器、検査手順及び検査を行う者（資格要件など）が法令又はこれに準じる基準（業界団体で定める自主管理基準など）に適合すること

（認定基準に関する審査）

第７条　条例第６条第１項各号に定める認定基準への適合状況の審査は、次により行うものとする。

(1)　条例第６条第１項第１号の基準（県内の工場等で生産等をされること）への適合状況については、申請書に記載された所在地及び申請書に添付された会社概要及び立入検査等により確認するものとする。

(2)　条例第６条第１項第２号の基準（県内で発生する再生資源等を用いて生産等をされること）への適合状況の確認については、別表３の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄の方法により確認するものとする。

(3)　条例第６条第１項第３号の基準（工場等の操業等に関する法令が遵守されること）への適合状況については、別表４の左欄に掲げる手順に基づき同表右欄の方法により確認するものとする。

(4)　条例第６条第１項第４号の基準（品質、安全性に関する基準に適合すること）への適合状況については、申請書に添付された試験又は検査結果の書面（安全性については、計量法（平成４年法律第５１号）第１１０条の２第１項により計量証明事業者が交付した証明書に限る。以下、「計量証明書」という。）により確認するとともに、必要に応じ土壌環境基準の試験を行うものとする。

ただし、計量法に基づく計量証明書が交付されない製品にあっては、計量証明書に準ずる試験又は検査結果成績書等の書類により確認するものとする。

２　第３条第２項に該当する再生資源等を用いた製品については、「チタン鉱石問題に係る検討の結果と今後の対応について」（平成３年５月３０日科学技術庁原子力安全局チタン鉱石問題検討会）の空間放射線量率の測定方法に準じて測定した結果を申請書に添付させ、確認するとともに、立入検査で空間放射線量率を測定するものとする。

３　第１項第１号から第３号及び前項の確認等は、環境生活部環境共生局が行うものとする。

４　第１項第４号の確認等は、有害物質の安全性に係る事項は環境生活部環境共生局が行うものとし、その他の強度、耐久性などを含めた品質に係る事項は、建設資材については県土整備部が、農業資材及び環境資材については農林水産部が、物品については出納局がそれぞれ行うものとする。

５　前２項の担当部局は、前２項の確認等を行ったときは、庁内の関係部局の課長等で構成する審査会（以下「認定審査会」という。）に報告するものとする。

６　認定審査会において、製品の施工性、耐久性又は安全性等を確認する必要があると判断した場合（再生資源等の種類が多く、その配合割合の変動が大きいと考えられる製品あるいは製造条件によって含有成分の変動が大きいと考えられる製品など）は、申請者に対し、当該製品が使用される条件下における必要期間（原則として１年程度）の実証試験を指示し、その試験結果を提出させるものとする。

７　前項の実証試験を実施する場所が、公共事業の施工箇所に限定されるとき（路盤材等）は、認定審査会において製品単体の安全性を確認したうえで実施させるものとする。

８　第６項の実証試験結果の報告にあっては、再生資源等の種類、製品の製造工程及び製造施設の運転条件等に関する詳細な書面を添付させるものとする。

（生産予定者に係る申請）

第８条　生産予定者の申請については、製品の製造施設の設置計画、再生資源等の供給計画その他の製品の製造に関する書面により、当該申請のあった日の翌日から起算して６月以内に生産等が開始されることを確認するものとする。

（立入検査等による申請内容の確認）

第９条　申請書の審査にあたっては、条例第１６条第１項に基づき、申請に係る工場等へ立ち入り、次の事項を検査するものとする。

(1)　製品の製造施設及び製造条件その他製品の製造工程の状況

(2)　再生資源等の性状、配合状況及び保管状況その他再生資源等の取扱状況

(3)　工場等における環境の保全及び操業等に関する法令の遵守状況並びに環境の保全に関する措置の状況

(4)　前３号に関する過去３年間の状況を記載した書類

(5)　その他申請書の審査を行うために必要となる事項

２　製品中に含まれる県内で発生する再生資源等の割合等も併せて確認するものとする。

３　再生資源等の配合割合や製造条件の変動が大きいと考えられる製品その他必要に応じて、立入者自らが製品の抜き取り採取を行い、申請者に品質又は安全性に関する検査又は試験を行わせるものとする。

４　前項の製品の抜き取り採取にあたって、製品の形状等により採取又は搬送が困難な製品及びコンクリート二次製品は、立入者の立ち会いのもと、工場内の試験機器を用いて

確認検査を行うことができる。

５　前項の確認検査を行うときは、試験機器が校正の有効期限内であること、及び試験員が試験機器を適正に操作する能力を有することを確認するものとする。

６　その他品質等管理計画に定められている事項が遵守されていることを確認するものとする。

７　コンクリート二次製品の品質に関する検査（コア採取による圧縮強度試験、曲げ試験等）において、製品での試験が困難なときは、供試体により各試験を実施するものとする。

８　工場等の操業状況等により、第１項の立入時の検査で確認できなかった事項又は抜取り採取できなかった製品については、申請者に書面での報告を求め、又は再度工場等へ立入り、生産等の状況等の確認又は製品の抜き取り採取等を行うものとする。

９　第３項及び第４項の規定に関わらず、立入者、認定審査会又は認定委員会議が、製造工程の状況、再生資源等の性状その他工場等の現場の状況から、土壌環境基準又は空間放射線量率の再検査を行う必要があると判断したときは、再度、工場等へ立入り、製品又は再生資源等を採取し、県が分析を行うものとする。

１０　工場等への立入検査の結果は、「工場等への立入検査結果報告書」（第４号様式）に記載するものとする。

（認定委員会議）

第１０条　条例第７条第１項又は第２項に基づく認定委員の意見聴取は、別に定める「三重県リサイクル製品認定委員会議設置要領」に基づき、認定委員会議を開催し、原則公開により行うものとする。

２　認定委員の意見聴取にあたっては、あらかじめ認定審査会において申請内容及び認定基準への適合状況等を調査審議するものとする。

３　認定委員会議における申請事案の説明は、申請書その他の資料に基づき環境生活部環境共生局及び関係部局が行うものとし、申請者の出席は求めないものとする。

４　前項の規定にかかわらず、再生資源等に有害物質が含まれる可能性があるなど、認定審査会が特に申請者から説明を受ける必要があると判断した場合は、認定委員会議に当該申請者の出席を求めるものとする。

（認定の通知）

第１１条　条例第６条第３項の規定に基づき条件を付する場合は、申請者にリサイクル製品認定通知書を手交するとともに、その内容を申請者に説明するものとする。

２　条例第８条第４項に規定する製品認定をした旨の公表は、県政記者クラブへの資料提供及び県のホームページへ掲載する方法により行うものとする。ただし、再度の認定については、県政記者クラブへの資料提供を省略できるものとする。

（生産予定者の生産等開始の確認）

第１２条　生産予定者からリサイクル製品の生産等の開始に係る「認定リサイクル製品確認申請書」が提出されたときは、第５条から第７条の規定に準じて当該申請書の書面審査を行うとともに、必要に応じて、第９条の規定に準じ当該工場等へ立ち入り、申請に係る事項を確認するものとする。

（変更の申請の確認）

第１３条　認定生産者が条例第９条第１項の認定リサイクル製品の変更を行おうとするときは、製品認定の審査に準じて、申請事項の変更内容の確認等を行うとともに、必要に応じて、立入検査を行うものとする。

２　前項の立入検査において、製品の採取が必要なときは、変更申請内容で生産等した試料を採取するものとする。

３　前２項の審査及び立入検査に基づき、認定審査会が、変更後の製品が認定基準に適合しないおそれがあると判断した場合は、認定委員の意見を聴くものとする。

４　条例第９条第１項の認定をしたときは、申請者にリサイクル製品変更認定通知書（第５号様式）を交付するものとする。

（変更の届け出の添付資料）

第１４条　認定生産者が条例第９条第２項の認定リサイクル製品の変更を行おうとするときは、変更内容を明らかにする書類を添付するものとする。

２　規則第１３条第３項第１１号に規定するリサイクル製品の生産設備の構造及び配置、生産工程並びに生産条件に変更がない地位の承継の場合は、以下の条件を全て満たす場合とする。

ア　条例第６条第３項の認定基準に適合すること

イ　リサイクル製品の品質及び仕様に変更がないこと

ウ　リサイクル製品の使用条件及び販売条件に変更がないこと

エ　リサイクル製品の生産等において利用する再生資源等の種類、配合割合及び成分に変更がないこと

オ　リサイクル製品の生産設備の構造及び配置、生産工程並びに生産条件に変更がないこと

カ　条例第１１条第１項に規定する品質等管理計画に変更がないこと

（認定の取消し等）

第１５条　条例第１０条第１項又は第２項の規定に基づき認定を取り消すときは、行政手続条例第１３条第１項の規定に基づき、認定申請者に対する聴聞を行うものとする。

２　条例第１０条第４項の規定に基づく公表は、次の事項に関し、県政記者クラブへの資料提供及び県のホームページへ掲載する方法により行うものとする。

(1)　認定製品の名称及びその用途並びに認定年月日

(2)　認定生産者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3)　認定を取り消した理由

３　条例第１０条第１項又は第２項の規定に基づき認定を取り消したときは、環境生活部競争入札等審査会に報告するものとする。

（認定の取下げ等）

第１６条　認定生産者から条例第１２条第１項の届出があったときは、その事由が妥当であることを確認したうえで、前条第２項第１号から第３号までの事項について県のホームページへ掲載する方法により公表を行うものとする。

２　認定の取下げの届出をした認定生産者が、条例第１０条第１項又は第２項に該当するときは、前条第１項の規定に準じて聴聞を行い、第２項の規定に準じて公表を行うものとする。

（有効期間終了前の認定）

第１７条　条例第８条第３項に掲げる再度の認定申請に際し、認定生産者から申し出があった場合は、同製品の現在の製品認定の有効期間の終了を前に、再度の認定を行うことができることとする。

（リサイクル製品認定基準適合状況報告書の確認）

第１８条　リサイクル製品認定基準適合状況報告書が提出されたときは、認定生産者の認定基準への適合性、再生資源等の管理状況、販売状況、生産状況及び品質等管理計画に定められた事項等に関する書面審査を行うものとする。

２　前項の書面審査により、リサイクル製品認定基準適合状況報告書の内容に関する実地調査を行う必要があるときは、第９条の規定に準じて当該工場等へ立入り、品質等管理計画の実施状況を確認するものとする。

３　規則第４条第２項における「県内で発生する再生資源等」の割合は製品が認定された日から起算して一年ごとの製品の生産に用いた再生資源等を用いて算定したもので確認するものとする。

（認定後の立入検査の実施）

第１９条　県は、前条の適合状況報告書の確認のほか、認定リサイクル製品の生産等又は流通、品質及び安全性の状況を確認するため、第９条の規定に準じて、計画的に工場等に対する立入検査を実施するものとする。

２　県は、認定リサイクル製品の品質及び安全性を確認するために必要と認める場合には、認定リサイクル製品が施工された現場において、当該製品等の採取を行うものとする。

（安全性に係る基準超過の疑い時の対応）

第２０条　適合状況報告、立入検査等で安全性に係る基準を超過した疑いが確認された製品については、別図１により対応するものとする。

（その他）

第２１条　この要綱に定めるもののほか、認定の実施について必要な事項は認定審査会で協議のうえ、定めるものとする。

附　則

１　この要領は、平成１８年４月１日から施行する。

２　三重県リサイクル製品事務処理要領（平成１３年１０月１日）は、廃止する。

附　則

この要領は、平成１９年３月７日から施行する。

この要領は、平成２０年３月２８日から施行する。

この要領は、平成２１年１２月１１日から施行する。

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

この要領は、平成２８年１２月１日から施行する。

この要綱は、平成２９年３月２４日から施行する。

この要綱は、平成２９年７月１３日から施行する。

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

この要綱は、令和４年１月１１日から施行する。

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

この要綱は、令和８年１１月１８日から施行する。

別表１（実施要綱第４条第２項、第６条第１項第１号関係）

<table>
<tr><th rowspan="3">資材分類</th><th rowspan="3">再生資源等の種類</th><th colspan="3">製品</th><th colspan="2">再生資源等※5</th><th rowspan="3">備考</th></tr>
<tr><th rowspan="2">安全性試験項目</th><th colspan="2">試験頻度※1</th><th rowspan="2">安全性試験項目</th></tr>
<tr><th>溶出試験</th><th>含有試験</th></tr>
<tr><td rowspan="4">改良土</td><td>建設汚泥・建設残土</td><td rowspan="3">重金属６項目、
ふっ素、ほう素※2
全項目※4</td><td rowspan="3">年１回
申請時</td><td rowspan="3">申請時※6</td><td rowspan="3">重金属６項目</td><td></td></tr>
<tr><td>浄水スラッジ</td><td></td></tr>
<tr><td>砕石ダスト
脱水ケーキ</td><td></td></tr>
<tr><td>無機汚泥
（不特定の事業者から発生）</td><td>年４回
申請時</td><td>申請時※6</td><td>重金属６項目、ふっ素、ほう素</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="8">サンドクッション材</td><td>溶融スラグ</td><td rowspan="7">重金属６項目、
ふっ素、ほう素※2</td><td rowspan="7">年１回</td><td rowspan="7">申請時</td><td>重金属６項目、ふっ素、ほう素</td><td></td></tr>
<tr><td>焙焼灰</td><td>重金属６項目、ふっ素、ほう素、ダイオキシン</td><td></td></tr>
<tr><td>コンクリートがら</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>砕石ダスト・脱水ケーキ</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>建設汚泥・建設残土</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">瓦</td><td rowspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>釉薬の影響が製品に及ばないこと</td></tr>
<tr><td>無機汚泥
（不特定の事業所から発生）</td><td>重金属６項目、
ふっ素、ほう素※2
全項目※4</td><td>年４回
申請時</td><td>申請時※6</td><td>重金属６項目、ふっ素、ほう素</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">路盤材</td><td>溶融スラグ</td><td rowspan="6">重金属６項目、
ふっ素、ほう素※2</td><td rowspan="6">年１回</td><td rowspan="6">申請時</td><td>重金属６項目、ふっ素、ほう素</td><td></td></tr>
<tr><td>焙焼灰</td><td>重金属６項目、ふっ素、ほう素、ダイオキシン</td><td></td></tr>
<tr><td>コンクリートがら</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>砕石ダスト・脱水ケーキ</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>タイルくず・煉瓦くず</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>廃石膏</td><td>重金属６項目、ふっ素、ほう素、熱灼減量</td><td></td></tr>
<tr><td>土壌改良材</td><td>浄水スラッジ</td><td>重金属６項目、
ふっ素、ほう素※2</td><td>年１回</td><td>申請時</td><td>重金属６項目</td><td></td></tr>
<tr><td>コンクリート二次製品</td><td>溶融スラグ
陶磁器くず
リサイクル砂(無機汚泥)
液晶ガラス
ガラスカレット</td><td>重金属６項目、
ふっ素、ほう素※2</td><td>年１回</td><td>申請時</td><td>重金属６項目、ふっ素、ほう素</td><td>製品の溶出試験について、配合が複数ある場合は、申請時に全配合について分析を行うこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">平板ブロック
インターロッキングブロック
防草用平板ブロック</td><td>焼却灰</td><td rowspan="4">重金属６項目、
ふっ素、ほう素※2</td><td rowspan="4">年１回</td><td rowspan="4">申請時</td><td>重金属６項目、ふっ素、ほう素</td><td></td></tr>
<tr><td>溶融スラグ・高炉スラグ</td><td>重金属６項目、ふっ素、ほう素</td><td></td></tr>
<tr><td>廃 FRP</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>無機汚泥
（不特定の事業所から発生）</td><td>重金属６項目、ふっ素、ほう素</td><td></td></tr>
<tr><td>緑化基盤材</td><td>牛糞
動物性残渣
木くず・バーク</td><td>重金属６項目、
ふっ素、ほう素※2</td><td>年１回</td><td>申請時</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>肥料</td><td>牛糞
動物性残渣
木くず・バーク</td><td>肥料の品質の確保等に関する法律６項目
※3</td><td></td><td>年１回</td><td></td><td></td></tr>
</table>

○上記の試験項目及び頻度については既に認定された製品について委員の意見を確認して示したもので、新たな製品・再生資源等の追加や状況に応じて変更することがあります。

○品質管理計画に定められた基準値を超えた場合は、保管されているサンプルを測定する等、原因を究明して対策をとり、安全が確認できるまでは出荷を停止するとともに、既に販売されたものについては販売先と協議し適切な措置を講ずること。

○生産がなくとも年１回は分析を行うこと。再生資源等の性状により、年複数回行う項目については生産がない場合は試験のため生産する必要はないが、生産開始時に行うこと。

※1　試験頻度については最低限必要な回数を示したもので、必要に応じ追加して確認すること。

※2　重金属類６項目とは平成３年環境庁告示第 46 号の別表に定める項目のうち（カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン）のことをいう。

※3　肥料の品質の確保等に関する法律６項目とは、昭和 61 年農林水産省告示第 284 号で定める下水汚泥肥料の含有を許される有害成分（カドミウム、鉛、クロム、砒素、水銀、ニッケル）のことをいう。

※4　全項目とは平成３年環境省告示第 46 号の別表（土壌環境基準）に定める項目のことをいう。

※5　再生資源等の安全性試験項目について、再生資源等の供給者から分析データの提供を受ける等により確認すること（改良土については主要な再生資源等の受入条件が土壌環境基準（全項目）に適合していること。）。

※6　重金属６項目、ふっ素及びほう素を対象とする。

別表２（実施要綱第５条第３項関係）

区　　分	添付書類の例示
２号関係	製品の品質及び仕様書、製品の商品表示、発注者等に発行する品質及び仕様の証明書、製品概要、製品規格一覧など
３号関係	売買契約書（雛形）、パンフレット、主な販売先及び使用先一覧など
４号関係	再生資源等の供給者との契約書類、再生資源受入基準書、原材料供給証明書、配合基準、再生資源等の試験結果（溶出・含有試験）など
５号関係	生産設備・保管設備などの配置図、主な生産機器の規格・能力・構成、生産工程フロー図、生産管理台帳、品質管理台帳、製品検品台帳など
６号関係	生産管理、品質管理、再生資源等の受入等にかかる社内規定又は作業手順書など
７号関係	過去３年間程度の生産量又は販売量の実績値、販売経路、主な製品の使用場所の状況等に関する書面（申請時に生産又は販売されている製品に限る。）

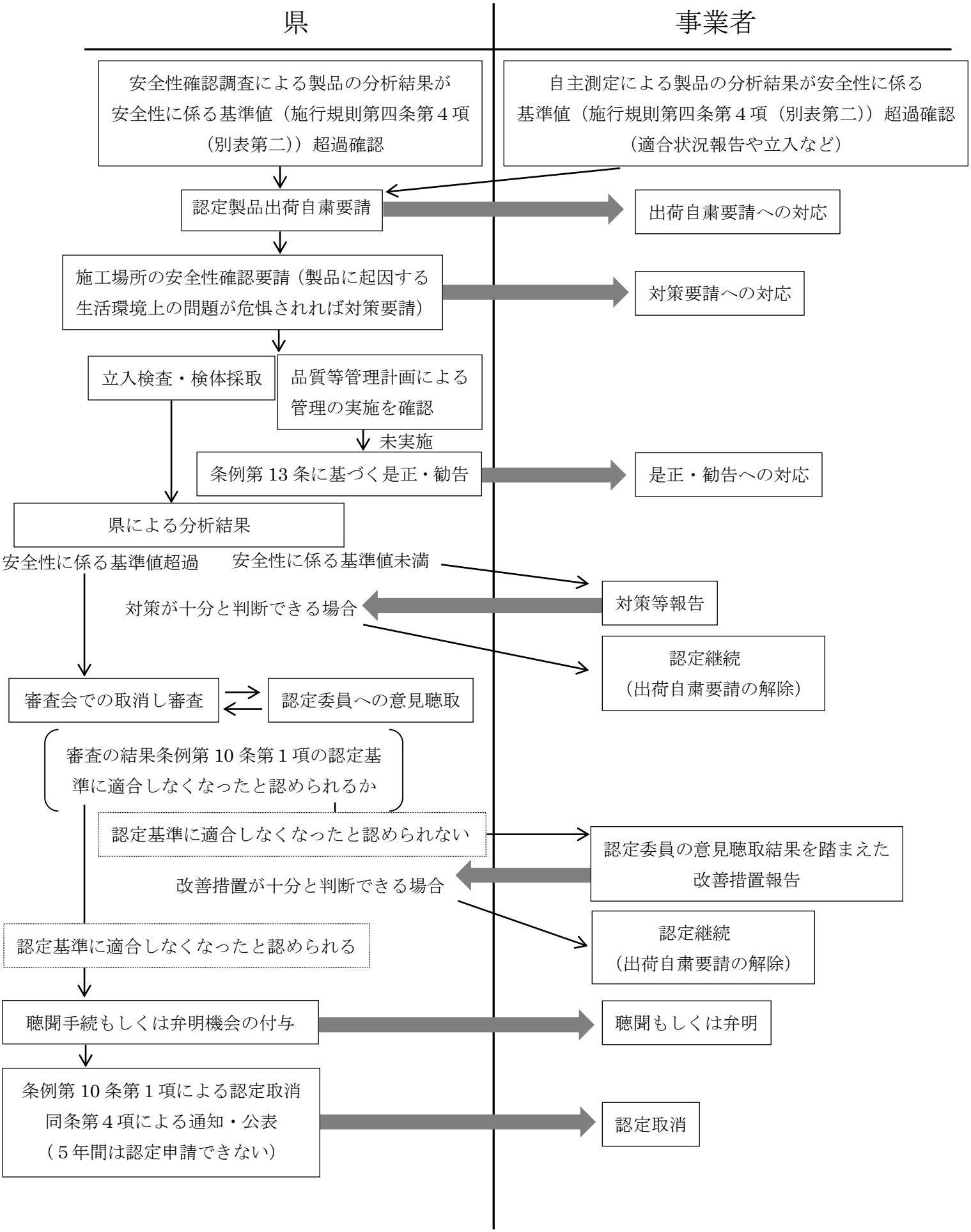
別表３（実施要綱第７条第１項第２号関係）

区分		確認方法（例）
共通事項		・製品の生産台帳 ・再生資源等の使用台帳
製品の製造形態による区分	①廃棄物の処理業務とリサイクル製品の生産を同時に行っている場合	・処理業務での受入時の書類（委託契約書)の写し ・廃棄物処理の管理台帳等
	②再生資源等を購入しリサイクル製品の生産を行っている場合	・再生資源等の受入時の書類（購入契約書等）の写し ・再生資源等の受入台帳
	③自社製品の生産に伴い発生する副産物等を加工するなど再生資源化しリサイクル製品の生産を行っている場合	・再生資源等の生産台帳 ・副産物等の性状に関する書類、再生資源化するときの処理方法等に関する書類（主要な設備機器の規格、能力、配置等を含む。）

別表４（実施要綱第７条第１項第３号関係）

確認手順	確認方法
①申請者自らが当該リサイクル製品の生産等係る工場等おける環境の保全に関する法令等の遵守状況を確認する。	申請者自らが「環境の保全等に関する法令確認表（第１号様式）」もとに、確認し、「環境の保全等に関する法令施設等一覧（第２号様式）」とともに申請書に添付する。
②県が申請書受理時に、「環境の保全等に関する法令確認表（第１号様式）」及び「環境の保全等に関する法令施設等一覧（第２号様式）」により法令等の遵守状況、許認可及び届出状況を確認する。	申請書に添付された「環境の保全等に関する法令確認表（第１号様式）」及び「環境の保全等に関する法令施設等一覧（第２号様式）」で確認する
③上記②のうち、地域防災総合事務所（地域活性化局）又は市町の権限によるものについては、環境共生局が該当する地域防災総合事務所（地域活性化局）又は市町へ照会し確認する。	「環境の保全等に関する法令確認表（第１号様式）」、「環境の保全等に関する法令施設等一覧（第２号様式）」並びに届出及び許可証等で確認する
④上記②、③について、環境共生局が必要に応じて現地調査により確認する。	現地において確認する
⑤上記②、③、④の確認結果をもとに、認定審査会環境部会で審査する。	「環境の保全等に関する法令確認表（第１号様式）」、「環境の保全等に関する法令施設等一覧（第２号様式）」及び現地での確認結果をもとに審査する。

別図１（実施要綱第２０条関係）



別記１（実施要綱第５条第１項関係）

１　試料のサンプリング法について

リサイクル製品及び再生資源等の全体の状況を把握し、採取地点等による偏りを防ぐため、「安全性試験に用いる供試体のサンプリングは、製品が安定した状態になってから、原則、認定生産者等が、同一の条件で生産等された製品のうちから 5 試料を採取し、分析機関又は認定生産者等によって各試料を同量混合したものを使用するもの」とする。

なお、コンクリート二次製品等の 5 試料採取することが困難なリサイクル製品又は再生資源等の場合は、１試料のサンプリングでも可とする。

２　試料（供試体）の形状等について

リサイクル製品の使用状況における安全性を確認するため、可能な限り製品の使用状況に応じた試料の形状で土壌の汚染に係る環境基準試験（平成三年環境庁告示第四十六号）を行うものとし、その具体的な試料の形状を次の（１）又は（２）のとおりとする。

なお、リサイクル製品の再利用などの観点から、次の（１）又は（２）以外の方法でリサイクル製品及び再生資源等の試験（例：JIS K 0058-1 等）を求める場合がある。

（１）すべての認定リサイクル製品（安全性試験が必要でない製品を除く）及び再生資源

試料を風乾したのち、2 mm のふるいを通さずに利用有姿のまま、試料とすること。ただし、VOC（揮発性有機化合物）を測定する場合は、ふるい分け及び風乾はしないこと。

（２）（１）のうち、製品が大きく、利用有姿のまま試験することが困難な認定リサイクル製品（コンクリート二次製品、再生プラスチック嵩上げ材等）及び再生資源

最大長さ 20 mm 程度以上で、振とう容器の口に入る大きさとすること。試験前に試料を風乾すること。